

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業業務委託

2 業務概要

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業は、甲府市内においてバーコード等を利用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費喚起を目的とする。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内において、キャッシュレス決済が提供可能であり、新規導入事業所からの問い合わせに対応が可能であること。
- (2) 新規導入事業所へのキャッシュレス決済の提供開始が本キャンペーンまでに可能であること。
- (3) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者)

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 令和4年6月1日現在において、市内の対象事業所の決済実績等について1000店舗以上の導入実績があること。（対象事業所とは、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及びタクシー業等とする。また、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）における中小企業・小規模企業等とし、大手チェーン店を除く。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要項、選考方法、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工振興室商工課（担当：矢崎・市川）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5695（直通）

FAX 055-227-8065

電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp